

派遣に関する細則

川口市野球連盟規約（以下、「規約」という。）第40条の規定により、「派遣に関する細則（以下、「本細則」という。）」を定めるものである。

（趣旨）

第1条 本細則は、規約第2章第4条4の規定に基づき、川口市野球連盟役員・審判員・チーム等を他市町村に派遣する際の旅費等の支出について、その詳細を明確にするものである。

（役員・審判員等）

第2条 役員・審判員等の対象及び金額は、次のとおりとする。なお、支出は、本部会計からとする。

- 1 埼玉県野球連盟及び同南部連合会の出席要請による会議等 500円（一人）
- 2 埼玉県野球連盟及び同南部連合会主催の審判講習会 500円（一人）
- 3 埼玉県野球連盟主催の大会で他市町村に審判員で派遣した者が、1試合のみの審判割り当てであった場合 1,000円（一人）

なお、該当者は、割り当て表の写しを提出すること。

- 4 その他、関係団体の要請により参加する大会及び視察等は、その実費分を対象とし、全国大会・関東大会関係派遣積立金から支出するが、関係団体により実費相当分が充当された場合は、本部会計から1人1日につき2,000円を支給する。

（チーム）

第3条 チームの旅費等の金額は、次のとおりとする。

なお、支出は、全国大会・関東大会関係派遣費積立金からとする。

- 1 埼玉県野球連盟の代表として、関東大会に出場する場合は、掛かる費用の4分の1以内、50,000円を限度とする。ただし、当該会場が埼玉県内及び近隣または、宿泊を要しない場合は支出しないものとする。
- 2 埼玉県野球連盟の代表、または関東支部連合会（関東ブロック）の代表として、全国大会に出場する場合は、掛かる費用の4分の1以内、300,000円を限度とする。

なお、大会会場が遠方かつ多額な自己負担が見込まれる場合及び近隣または、宿泊を要しない場合は、代表者会議において協議する。

更に、積立金に不足が生じた場合は、この限りではない。

（附則）

第4条 本細則は、平成18年1月29日に改正する。

第5条 本細則は、平成25年1月27日に改正する。

第6条 本細則は、平成26年1月26日に改正する。

第7条 本細則は、平成30年1月21日に改正する。

第8条 本細則は、令和4年1月23日に改正する。

第9条 本細則は、令和5年1月29日に改正する。